

徳島県規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十一の項」を「十の項」に、「十四の項」を「十二の項」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条中「十の項」を「九の項」に改める。

第十四条中「十一の項」を「十の項」に改める。

第十五条中「十二の項」を「十一の項」に改める。

第十六条中「十三の項」を「十二の項」に改める。

第十七条中「十四の項」を「十三の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。